

標準報酬月額の改定及び保険料免除の特例に関する手続き等

1 標準報酬月額の改定の特例（機動的改定）

（1）要件等

- ① 平成23年3月11日に特定被災区域（※1）に所在していた会社の事業が東日本大震災（※2）による被害を受けたこと（※3）により、その会社に使用される被保険者の本年3月から平成24年2月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その方のその月の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて著しく低下したときには、その著しく低下した月から、低下した報酬の額に基づいて標準報酬月額を改定することができることとなりました。

ここでいう「報酬の額が著しく低下したとき」とは適用事業所の事業が休業していること等により、給与が支払われていないか又は低下した報酬の額に基づく標準報酬月額等級と低下する前の標準報酬月額等級との間に2等級以上の差を生じた場合のことをいいます。

なお、休業手当が支払われている場合、休業手当は報酬に該当しますので、報酬の額を計算するには休業手当の額も含まれます。

- ② 上記①の改定が行われた月の翌月から平成24年2月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、標準報酬月額の基礎となっている報酬月額に比べて著しく上昇した場合、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から標準報酬月額を改定することができることとなっています。

※1 特定被災区域とは、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として特定被災区域政令で定めるものであり、具体的には別紙の区域となります。

※2 東日本大震災とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうと定義されています。

※3 適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合に該当するのは次の場合。

- ① 大震災により適用事業所が損壊（生産設備の損壊等も含む。）するなど直接的な被害が生じている場合。
- ② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている場合。
- ③ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく警戒区域、計画的非難区域又は緊急時非難準備区域に平成23年3月11日において現に事業所が所在していた場合。

なお、原災法に基づく屋内退避指示の対象地域に、平成23年3月11日において現に事業所が存在していた場合については、同年6末日までは特例の対象となります。

- ④ 原災法に基づく食品の出荷制限により被害が生じている場合。

- ⑤ その他上記①から④に準じた理由により適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業等を余儀なくされたと判断される場合。

(2) 一括適用事業所など本社以外の複数の支社等を含めて、本社で適用事業所となっている場合

- ① 本社が特定被災区域にあって、その他の地域に支社等がある場合には、支社等も含めて事業所全体が標準報酬の改定の特例の対象となります。
- ② 本社は特定被災区域外にあって、特定被災区域にある支社等が大震災による被害を受けている場合には、支社等の被保険者数が事業所全体の被保険者数の概ね過半であるときには、事業所全体の被保険者を対象として標準報酬月額を改定を行うことができます。

(3) 届出方法等

- ① 通常の被保険者報酬月額変更届に「東日本大震災に関する被害状況申立書」を添付のうえ届出をお願いいたします。((1) の②の届出を行う場合は添付の必要はありません。)
なお、罹災証明書が交付されている場合には罹災証明書の写しも添付してください。
- ③ 支払基礎日数についても17日以上なくとも対象となり、お問い合わせの場合のように報酬の支払いがない場合であっても改定されます。

(4) 適用年月日

標準報酬の改定の特例については平成23年3月1日から適用されますので、平成23年3月又は4月に改定する場合も、今からお手続きしていただくことができます。

2 保険料の免除の特例

(1) 要件等

- ① 平成23年3月11日に特定被災区域（※1）に所在していた会社の事業が東日本大震災（※2）による被害を受けたこと（※3）により、適用事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている場合、当該報酬の支払いに著しい支障が生じている間において納付すべき保険料（被保険者本人負担分及び事業主負担分）の額を免除することができます。

また、免除する期間については、最長1年間（平成24年2月末日納付分の保険料まで）とされています。

- ② 上記①により保険料の免除を受けた適用事業所の事業主は、平成24年2月までの間において、当該適用事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障がなくなったときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければなりません。
- ③ 上記①において、報酬の支払いに著しい支障が生じている場合とは、事業の全部又は一部が休業していること等により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないか又は標準報酬月額の下限に相当する賃金しか支払われていないという事態が生じている場合がこれに該当します。
- ④ 上記①により報酬にかかる保険料が免除されている場合は、賞与についても、概ね過半の被保険者について賞与が支払われていないか又は賞与の額が厚生年金保険の場合は10万1千円未満、健康保険の場合は6万3千円未満の場合には、賞与にかかる保険料の免除の対象となります。
- ⑤ 保険料の額を免除された適用事業所であって厚生年金基金の設立事業所である場合には当該事業主が厚生年金基金に申し出ることによって保険料の額を免除された期間に納付すべき掛金又は徴収金のうち、免除保険料額を免除することができます。
掛金又は徴収金を免除された事業主は、当該事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じなくなった旨を厚生労働大臣に届け出た場合には、その旨を厚生年金基金に届け出なければなりません。

※1 特定被災区域とは、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として特定被災区域政令で定めるものであり、具体的には別紙の区域となります。

※2 東日本大震災とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうと定義されています。

※3 適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合に該当するのは次の場合。

- ① 大震災により適用事業所が損壊（生産設備の損壊等も含む。）するなど直接的な被害が生じている場合。
- ② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている場合。
- ③ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく警戒区域、計画的非難区域又は緊急時非難準備区域に平成2

3年3月11日において現に事業所が所在していた場合。

なお、原災法に基づく屋内退避指示の対象地域に、平成23年3月11日において現に事業所が存在していた場合については、同年6月末日までは特例の対象となります。

- ④ 原災法に基づく食品の出荷制限により被害が生じている場合。
- ⑤ その他上記①から④に準じた理由により適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業等を余儀なくされたと判断される場合。

(2) 一括適用事業所など本社以外の複数の支社等を含めて、本社で適用事業所となっている場合

① 本社（適用事業所）が特定被災区域にある場合

ア. 本社が特定被災区域にある場合には、支社等を含め、事業所全体で上記（1）の①及び③により判断されます。

イ. アにおいて保険料の免除の基準を満たさない場合であっても、次のa及びbに掲げる要件を満たす場合には、事業所全体の保険料の免除を行うことができます。

a. 特定被災区域にあり大震災による被害を受けた本社及び支社等の被保険者数が事業所全体の被保険者数の概ね過半であること。

b. 特定被災区域にある本社及び支社等の概ね過半の被保険者について、報酬の支払いに著しい支障が生じていること。

② 本社が特定被災区域外にある場合

本社が特定被災区域外であっても、特定被災区域にある支社等が次のア及びイに掲げる要件を満たす場合には、事業所全体の保険料の免除を行うことができます。

ア 特定被災区域にあり大震災による被害を受けた支社等の被保険者数が事業所全体の被保険者数の概ね過半であること。

イ 特定被災区域にある支社等の概ね過半の被保険者について、報酬の支払いに著しい支障が生じていること。

(3) 届出方法等

① 保険料の免除を受けようとする事業主は、「東日本大震災に関する被害状況申立書」及び「免除申請書」を届出いただくこととなります。

② ただし、この免除申請書の提出以前に、当該事業主から機動的改定の申出があり、「東日本大震災に関する被害状況申立書」及び罹災証明書等が添付されている場合にあっては、これらの書類は不要です。

③ 保険料の免除を申請する際には、被保険者の標準報酬月額が事業主から支払われている報酬の実態を反映していることが必要ですので、事業主は原則として機動的改定の届出をした後に保険料の免除を申請いただくこととなります。ただし、同時に提出いただいても結構です。

④ なお、標準報酬月額の下限の人数については、大震災の被害にかかわらず従前より標準報酬月額の下限であった者を含みます。

- ⑤ 労働基準法第26条、労働協約、就業規則、労働契約に基づく休業手当については、報酬として取り扱うため、標準報酬月額を算定する際には、休業手当の額を含めることとしているが、保険料の免除の要件である「報酬の支払いに著しい支障が生じている場合」を判断する際には、報酬額から休業手当の額を控除した額を基準とします。
- ⑥ 概ね過半の被保険者について、厚生年金保険の場合は10万1千円以上、健康保険及び船員保険の場合は6万3千円以上の賞与が支払われた場合は、報酬の支払いに著しい支障が生じている状態にないものとして、賞与支払月以降の免除されないこととなりますので、「免除終了届」を提出してください。
- なお、賞与支払月より後の月について、報酬の支払いに著しい支障が生じているため、保険料の免除を受けようとする事業主は、改めて「免除申請書」を再度申請してください。
- ⑦ 保険料の免除を受けていた事業主について、保険料の免除の要件に該当しなくなったときは、「免除終了届」を速やかに提出してください。

3 提出先

事業所の所在地を管轄する年金事務所

4 提出方法

窓口持参、郵送